② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③ Have the Grade A in "Service", "Manufacturing", in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2019, 2020, 2021

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺ Time-limit for Tender: 11:00 AM, 30 May, 2019

⑻ Contact point for the notice: Ryousuke Ichikawa, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月12日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　市ヶ谷警察総合庁舎⑲建築その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都新宿区市谷本村町42―1他

⑷　工事内容

敷地面積　24,350.11㎡

1．建物

1）庁舎

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上7階地下2階

建築面積　約5,300㎡

延べ面積　約30,100㎡

用途　庁舎

工事内容　新築1棟

他　新築10棟

⑸　工期　契約締結の翌日から平成36年3月29日まで。

指定部分工期　平成35年4月10日（対象部分：庁舎　他）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約31,158㎥、鉄筋　約3,802ｔ、鉄骨　約2,990ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、企業の技術力（技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

⑼　本工事は、段階的選抜方式のうち、一次審査における選抜者数を拡大する試行工事である。

⑽　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。詳細は、入札説明書による。

⑾　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。

⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成31年4月12日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から市ヶ谷警察総合庁舎⑲建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　単体有資格業者及び特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。